



事 務 連 絡

令 和 2 年 8 月 7 日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局労働基準部
健康安全課長

溶接ヒューム・塩基性酸化マンガンに係る特化則及び関係政省令・告示の
改正内容周知用パンフレット等の送付について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第148号。以下「改正政令」という。）、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。）及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第192号。以下「改正告示」という。）が、令和2年4月22日に公布及び告示され、令和3年4月1日から施行されます。

改正内容を記載した下記パンフレット等が作成されましたので、傘下会員、利用者等の周知に活用いただきますようお願いします。

なお、本件については、茨城労働局ホームページに掲載されていることを申し添えます。

記

- 1 溶接ヒューム・屋内継続用 パンフレット
- 2 溶接ヒューム・屋外等用 パンフレット
- 3 塩基性酸化マンガン用 パンフレット
- 4 「「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質(第2類物質)になります」リーフレット（茨城局版）